

## 第2章 福島県の水道の現状

### 1 福島県の水道の現状

#### (1) 水道事業の箇所数と構成

福島県は地形的特徴から中通り、浜通り、会津の3つの地方に大別されます。

中通りは南から北に向けて阿武隈川が流れる流域に位置し、県都の福島市や県内で最も人口の多い郡山市などが位置しています。東北地方を南北に連絡する国土軸である国道4号線や東北自動車道、東北新幹線もこのエリアを通過しており、福島県の中心線となっています。

浜通りは阿武隈高地から県の東部にかけての海岸沿いのエリアで、その一番南に位置するいわき市は、県内で2番目に人口が多い都市です。主要交通路は海沿いを南北に走る国道6号線、JR常磐線、常磐自動車道です。また、沿岸付近は、海上交通として定期船航路、国際コンテナ航路にもなっています。東日本大震災では、余震、津波及び原子力発電所事故により、影響を最も大きく受けた地域です。

会津地方は会津若松市を中心とした地方であり、会津盆地を中心とする地域と南会津の山間地で構成され、新潟県から郡山市に抜ける交通の中継点となっています。

福島県内の水道事業数は表2.1.1に示すとおりです。給水人口が5,001人以上の水道事業（以下、「上水道事業」という。）が37事業（うち一部事務組合営2事業）、給水人口が5,000人以下の水道事業（以下、「簡易水道事業」という。）が145事業あるほか、一部事務組合水道用水供給事業が3事業あります。

表2.1.1 福島県の水道事業

	市	町	村	一部事務組合	計
上水道	17 (4)	24 (7)	7 (2)	2	50 (13)
簡易水道	48 (8)	82 (2)	15		145 (10)
専用水道	88	49	38		175
水道用水供給				3	3
計	153	155	60	5	373

出典：福島県の水道 平成23年度版

備考：上水道の（ ）内は、当該市町村以外（企業団及び隣接市町村等）が経営する上水道事業の給水区域となっている数の再掲

簡易水道の（ ）内は、廃止許可取得済の事業数で内数

表2.2.1 平成23年度末現在における各市町村の水道普及率

	市町村名	行政区域内人口(人)	現在給水人口(人)	水道普及率	
県北	福島市	284,493	283,334	99.6	
	二本松市	58,074	51,004	87.8	
	伊達市	64,117	59,437	92.7	
	本宮市	30,968	30,155	97.4	
	桑折町	12,462	11,830	94.9	
	国見町	9,896	9,845	99.5	
	川俣町	15,015	11,738	78.2	
	大玉村	8,573	8,031	93.7	
	小計	483,598	465,374	96.2	
	県中	郡山市	329,382	317,794	96.5
須賀川市		77,761	71,918	92.5	
田村市		39,231	23,438	59.7	
鏡石町		12,683	11,934	94.1	
天栄村		6,070	5,778	95.2	
石川町		17,453	12,636	72.4	
玉川村		7,102	5,865	82.6	
平田村		6,744	2,879	42.7	
浅川町		6,742	6,674	99.0	
古殿町		5,836	4,636	79.4	
三春町		17,760	16,105	90.7	
小野町		10,890	5,029	46.2	
小計		537,654	484,686	90.1	
県南		白河市	63,562	61,561	96.9
	西郷村	19,552	19,244	98.4	
	泉崎村	6,640	5,597	84.3	
	中島村	5,071	4,767	94.0	
	矢吹町	18,101	16,307	90.1	
	棚倉町	14,780	14,416	97.5	
	矢祭町	6,207	5,802	93.5	
	塙町	9,606	7,632	79.5	
	鮫川村	3,866	1,782	46.1	
	小計	147,385	137,108	93.0	
	会津	会津若松市	124,795	123,154	98.7
喜多方市		51,374	45,241	88.1	
北塩原村		3,117	3,037	97.4	
西会津町		7,103	5,498	77.4	
磐梯町		3,704	3,673	99.2	
猪苗代町		15,503	15,247	98.3	
会津坂下町		16,997	16,391	96.4	
湯川村		3,256	3,224	99.0	
柳津町		3,841	3,441	89.6	
三島町		1,819	1,751	96.3	
金山町		2,348	2,067	88.0	
昭和村		1,463	1,399	95.6	
会津美里町		22,231	20,954	94.3	
小計		257,551	245,077	95.2	
南会津		下郷町	6,275	5,673	90.4
		桧枝岐村	622	622	100.0
		只見町	4,795	4,390	91.6
		南会津町	17,372	17,069	98.3
		小計	29,064	27,754	95.5
相双		相馬市	36,189	35,342	97.7
	南相馬市	66,243	48,385	73.0	
	広野町	5,136	0	0.0	
	檜葉町	7,330	0	0.0	
	富岡町	14,704	0	0.0	
	川内村	2,669	13	0.5	
	大熊町	11,010	0	0.0	
	双葉町	6,358	0	0.0	
	浪江町	19,212	0	0.0	
	葛尾村	1,482	0	0.0	
	新地町	7,809	7,530	96.4	
飯舘村	5,952	3,587	60.3		
小計	184,094	94,857	51.5		
いわき	いわき市	331,223	321,703	97.1	
合計	1,970,569	1,776,559	90.2		

相馬地方水道	54,813	52,935	96.6	給水対象：新地町、相馬市、南相馬市の一部
双葉地方水道	44,538	0	0.0	給水対象：広野町、檜葉町、富岡町、大熊町、双葉町

出典：福島県の水道 平成23年度版

## (2) 給水人口と普及状況

平成23（2011）年度末現在において県全体の給水人口は1,776,559人で、県の総人口1,970,569人に対する水道普及率は90.2%となっています。同年度末の全国平均普及率97.6%と比較すると、7.4ポイント低い水準となっています。

市町村別の水道普及率は、市94.5%、町72.0%、村80.1%です。昭和50（1975）年度には、市89.0%、町57.7%、村29.5%であったことから、市町村別による格差は徐々に是正されてきましたが、依然として町村部での普及率が低い状況にあります。

普及率の低い町村は阿武隈高地に多く存在し、人口密度が低いために給水人口あたりの施設費が大きくなること、比較的開発が進んでおらず、地下水などの清浄な自己水源を得ることができるとなどが理由とされてきました。なお、新地町、相馬市、南相馬市の一部については相馬地方広域水道企業団が、広野町、楡葉町、富岡町、大熊町、双葉町については双葉地方水道企業団が水道事業を営し、末端までの給水を行っているため、表2.2.1には参考として当該企業団における水道普及率を記載しています。

東日本大震災以前の県全体の水道普及率は、昭和56（1981）年に80%を超え、順調に普及率を伸ばし、平成11（1999）年に90%を超えた後には漸増となりながらも、平成21（2009）年度末には92.4%と、全国平均より5.1ポイント低い値まで至っていました。震災が発生して、内陸部の復旧は早期に進んだものの、津波被害地及び東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴い避難指示区域に指定された場所については未だに水道復旧は進んでいません。

平成23（2011）年度末現在の県内水道の普及率を表2.2.1に示しましたが、相双地域の町村で普及率が極端に低い地域が存在します。これは、従来から水道事業のなかった川内村を除き、原子力発電所の事故によって、避難指示の出された町村であり、平成23（2011）年度末時点では定住人口がないため、水道普及率もゼロになっています。

## 2 広域水道圏

本県では、これまで、自然的、社会的、経済的条件の一体性や適切な管理基準の維持、全県の水道普及の状況等を考慮して、中通り広域水道圏（県北ブロック、県南ブロック）、会津広域水道圏、浜通り広域水道圏の県内全域を包含した4つの圏域を設定し、それぞれの圏域に、3つの広域用水供給事業及び2つの広域水道事業を位置づける広域的水道整備計画を策定し、水道の整備を推進してきました。

### (1) 広域水道圏の設定基準

広域水道圏は、以下の考え方により設定されました。

- ① 地理、地勢等の自然的条件から、住民の生活圏として一体性がある地理的範囲であること。

- ② 社会的、経済的に、住民の生活圏として一体性がある区域であること。
- ③ 圏域の核となる技術的・財政的基盤を備えている水道事業がある区域であること。
- ④ 水道の技術的・財政的な安定度を考慮し、適切な管理水準を維持するため、居住人口25万人以上を目安とすること。
- ⑤ 安定した水源又は複数の水源からの取水が可能で、水源の相互運用により、取水の安定化が図られること。また、水道として利用する可能性があるダム開発計画等と整合性を持たせること。
- ⑥ 全県の水道普及を考慮して、全県の地域がいずれかの圏域に含まれること。



図2.2.1 4つの広域圏

## (2) 広域化の推進状況

県内の広域化の現状としては、複数の水道事業の施設・経営・管理を一体化した広域水道が、相馬地方広域水道企業団と双葉地方水道企業団の2事業があります。水道用水供給事業としては、会津若松地方広域市町村圏整備組合、福島地方水道用水供給企業団、白河地方広域市町村圏整備組合の3事業があります。福島地方水道用水供給企業団は、受水団体の水質検査を一元化して行っており、施設の共同化を実施しています。

また、会津若松市水道事業は隣接する湯川村全域を給水区域としており、事業統合が行われています。

水道用水供給事業又は末端広域水道（複数の市町村にまたがった水道事業）のいずれかを実施している割合（広域化市町村率）を見ると、59市町村のうち24市町村（平成25（2013）年度現在）が広域化をしており、市町村単位では広域化率41%となっています。